

取組案3 沿岸地域への重点的な支援

1 内容

東日本大震災により、特に甚大な被害を被った本県沿岸部では、住居や職などを失い不安定な生活を余儀なくされている県民が少なくなく、児童生徒を取り巻く家庭学習・経済環境などの悪化が懸念される状況にあることから、その改善・安定化に資する取組により、児童生徒が安心して就学等ができるよう環境の整備を行うもの。

2 具体的取組

【県教育委員会が直接取り組むべきもの】

- ① 学習ボランティアを活用した夏季休業中の地域学習支援センター運営による児童生徒の自主的学習活動への支援を行う。
- ② 教科書，副教材，学用品等を給与する。
- ③ 育英奨学資金貸付手続きの簡素化と償還猶予を行う。
- ④ スクールバスの運行などの通学支援を行う。

【(県教育委員会の支援等により)市町村教育委員会が取り組むべきもの】

- ① 地域の人材の参画による放課後子ども教室の運営を通じた学習支援を行う。
- ② 大学等との連携による児童生徒への学習支援を行う。
- ③ 学用品費，通学費，修学旅行費，給食費等を支給する。
- ④ スクールバスの運行を行う。

【(県・市町村教育委員会の支援等により)学校が取り組むべきもの】

- ① 補習・講習の実施や自習室の提供などによる学習支援を行う。

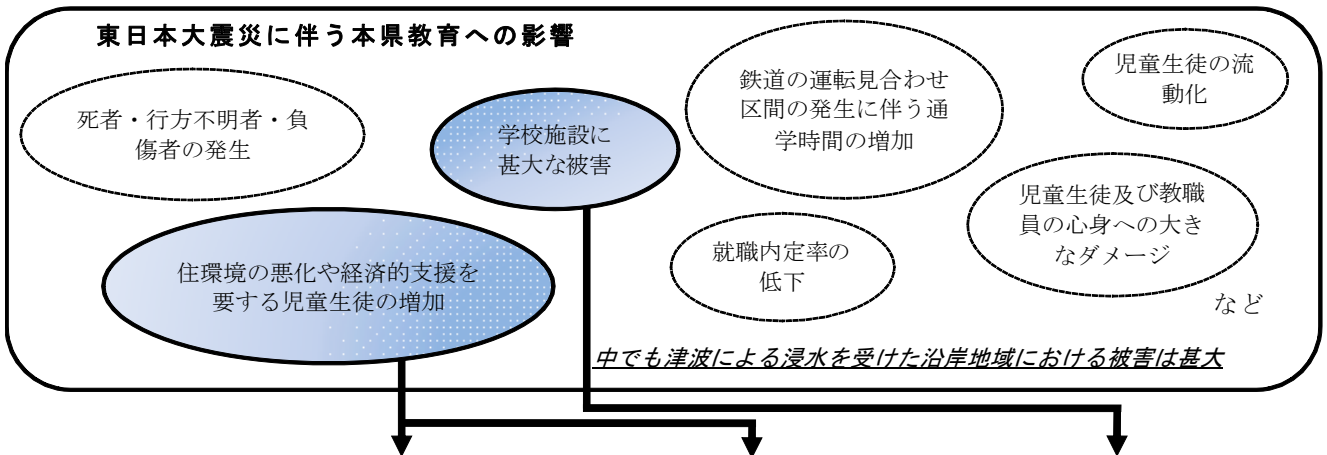
【(県・市町村教育委員会及び学校の支援等により)家庭・地域が取り組むべきもの】

- ① 学習空間の確保を行う。
- ② 家庭における学習習慣の定着を図る。
- ③ 放課後子ども教室の運営参画等による学習支援を行う。

3 実施時期

平成23年度から平成32年度まで（特に平成23年度から25年度までを主とする）

東日本大震災に伴う本県教育への影響



現 況	住環境の悪化	要経済的支援	被害が甚大な学校
内 容	住居の流出・損壊による避難所生活，仮設住宅への入居，親類・知人宅等への転居等により家庭学習環境の確保が困難	保護者の失業・収入の減少等	校舎の間借りによる移転
課 題	学力低下の懸念	学用品の不備，学校経費の支払い困難，就学への不安等	従前の手段による通学が困難
必要な取組	家庭学習への支援	就学等に係る経済的支援	通学手段の確保
具体的な取組内容			
県教育委員会	・夏季休業中の地域学習支援センター運営	・教科書，副教材，学用品等の給与 ・育英奨学資金貸付手続きの簡素化と償還猶予	・スクールバス運行など
市町村教育委員会	・放課後子ども教室の運営 ・大学等との連携による学習支援	・学用品費，通学費，修学旅行費，給食費等の支給	・スクールバス運行
学 校	・補習の実施や自習室の提供など		
家庭・地域	・学習空間の確保 ・家庭における学習習慣の定着 ・放課後子ども教室の運営参画		



児童生徒の就学・家庭学習環境等の改善・安定化